

ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第1条 県は、コロナ禍で停滞していた海外ビジネスの本格的な再開を見据え、県内ものづくり企業の反転攻勢に向けた海外展開を支援するため、予算で定めるところにより、自立的に海外販路開拓・拡大活動に取り組む県内ものづくり企業に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内ものづくり企業

宮崎県内に本店又は主たる事業所を有し、自社製品を自ら製造する事業者（個人事業者を含む。）をいう。

(2) 海外販路開拓・拡大活動

新規に海外販路開拓を行う取組、海外販路を拡大するための取組及びその他海外ビジネス展開に資する取組をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 海外販路開拓・拡大活動を行う県内ものづくり企業であること。

(2) 県内ものづくり企業であって、専ら食料品・飲料を製造する者以外の者であること。

(3) 県税に未納がないこと。

(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1

項に定める「風俗営業」及び同条第5項に定める「性風俗関連特殊営業」を営む者でないこと。

(8) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 第3条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)

(交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(2) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)

(交付申請日から6か月以内のもの)

(3) 第3条第5号に係る誓約書(別記様式第4号)

(4) 法人にあつては履歴又は現在事項全部証明書、個人にあつては住民票

(いずれの場合も、交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(5) 法人にあつては直近3期分の決算関係書類、個人にあつては確定申告書

(6) 会社案内等会社の概要が分かる資料

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(2) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の30パーセントを超えない減額

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げの場合の区分に応じ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき
補助事業変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき
補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき
補助事業遅延等報告書(別記様式第7号)

2 知事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、「ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金請求書(別記様式第8号)」を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 支出の事実を証明する書類(領収証等)
- (4) 事業の実施を証明する書類(写真等)

2 第5条の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前

項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式及び提出期限は、規則及びこの要綱に定めのあるものを除き、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係るものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係るものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助金名	補助対象経費	補助率
ものづくり企業海外販路開拓 ・拡大支援事業費補助金	海外販路開拓・拡大活動で、以下の取組に要する経費 （ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。） (1)国際展示会・商談会・物産展等 出展 (2)海外市場調査 (3)輸出向け商品開発 (4)海外向け販売促進ツール作成 (5)越境ECサイト構築・越境EC モール出店 (6)海外バイヤー等の招へい (7)外国出願 (8)その他の事業で知事が必要 と認めるもの	2分の1以内 （50万円を上限とする。）

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。